## 費助成制度のご案内

保険年金課 ☎ 66◆1102

下記の表に該当する方は、医療機関にかかった場合 の医療費が助成されます。申請されていない方は、保 険年金課で手続きをしてください。

申請には、申請者の身分証明書と受給資格者(子ども 医療の場合は保護者) のマイナンバーカードまたは 通知カード、健康保険証、印かんが必要です。

制度	対 象	助成内容・その他持参するもの
子ども医療	中学校卒業まで	保険診療の自己負担分
心身障害者医療	身体障害者手帳1~3級の方、腎臓機能障害4級の方、進行性筋萎縮症4~6級の方、療育手帳A判定またはB判定の方、自閉症状群と診断されている方	保険診療の自己負担分 ○身体障害者手帳または療育手帳(自閉 症状群は診断書)
母子家庭等医療	18歳以下の児童を扶養している母または父とその児童 (父・母の所得に制限があります)、父・母のいない18歳以 下の児童 ※18歳になった後の最初の3月31日まで対象	保険診療の自己負担分 ○戸籍謄本など ○児童扶養手当証書 ○前年の所得が確認できる書類
精神障害者医療	自立支援医療受給者証 (精神通院) の交付を受けている方	自立支援医療を受給している精神科の通院費の自己負担分(1割) 〇自立支援医療受給者証(精神通院)
	精神障害者保健福祉手帳1級または2級の方 ※医療機関の領収書を添えて(高額療養費に該当する場合は保険者からの決定通知書も添えて)払い戻しの手続きが必要です。	保険診療の自己負担分(平成26年3月以前の診療分については、精神病床以外の入院や通院は、自己負担分の1/2) ○精神障害者保健福祉手帳
後期高齢者福祉医療	後期高齢者医療加入者で、次の条件に該当する方 ・障害者・母子家庭等医療の受給資格に該当する方および 精神障害者保健福祉手帳1級または2級の方 ・寝たきりまたは認知症で市民税非課税世帯の方※認定 要件あり(8月以降、認定要件が変更される予定です) ・ひとり暮らしで市民税非課税の方※認定要件あり(聞き 取り調査を行います)	保険診療の自己負担分 ○障害者手帳(該当者のみ) ○介護保険証(ねたきり認定を受ける方 のみ)

※市外にある病院・施設などに入所した方も、蒲郡市での対象者です。 また、市内の施設などに市外から転入して入所された方の場合、前住所地の医療受給対象者です。



やカーブミラー、

信号機など 交通標識

となるだけでなく、

びた樹木の枝は、通行の妨げ

私有地から歩道や車道に伸

を覆い、

交通事故の原因にも

※今までの受給者証は、 年金課に返却、または裁断 処分してください。 受診してください。 保険

8月からは、必ず新受給者 て更新の手続きをしてくだ をお持ちの方は、 証を病院などの窓口に提示 に通知する案内にしたがっ 6月下旬 い合わせください。 しています。下水道課にお問 して下水道接続工事を行う場

土木港湾課 ☎6+1135 剪定のお願い 道路上に伸びた樹木の

証の更新

保険年金課☆6◆1102 8月1日似から次の受給者

母子家庭等医療費受給者証 平成29年7月31日が期限の 証が更新となります。

りなどで認定を受けている

所への改造や、浄化槽を撤去

汲み取り便所から水洗便

無利子の融資をあっせん

後期高齢者福祉医療費受給 障害者医療費受給者証

地内の接続工事は、下水道排

地区の皆さんは、ぜひ下水道 があります。下水道を使える 化して環境を守る大切な役割

、の接続をお願いします。

水設備指定工事店が行いま

者証(ひとり暮らし、

、ねたき

下水道課 ☆6+1140 下水道には、 汚れた水を浄

下水道への接続を

矢

29

願いします。

を行うなどの適切な管理をお 樹木の所有者の方は枝の剪定 に道路を通行できるように、 なりかねません。誰もが安全